

1. 令和5年度 事業計画

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

岩手県バス協会では、住民生活に欠かせない交通の確保・維持、及び観光や児童生徒の通学・教育活動に必要な移動手段として地域社会の健全な発展のために欠かすことの出来ない公共交通の一つであるバス輸送の振興を図るため、運輸事業振興助成交付金や会費等を財源に、バス利用者の利便の向上、利用者の安全確保及び交通事故の防止、地域社会の発展等に資する事業・取組、並びに温暖化防止をはじめとする地球環境の保全を図るために事業・取組みを実施しています。

バス事業において最優先に取り組まなければならないことは、利用者の安全確保と事故防止です。岩手県バス協会としては令和5年度も、バスへの信頼をより高めるべく、利用客の安全確保と事故防止に係る事業を積極的に推進いたします。

現在、「新型コロナウイルス」の蔓延により人流減少、経済的諸活動が停滞し、バス事業においても多額の影響が生じているところであるが、感染症法上の位置づけ変更後は、経済活動拡大が予想され業績向上に期待が持てるものの、引き続き身近な感染対策等も求められることから、国、県等の関係機関や日本バス協会とも連携しながら、岩手県バス協会としての対応策や手立てについて検討を進めてまいります。

また、バス利用の促進及びサービス向上を図るため、役員及び各委員会の委員並びに会員の皆様と共に下記事業を基本として積極的に取り組んでまいります。

記

1. 講座、講習、セミナー、人材育成等に係る事業

交通事故防止やバス利用者等の安全確保、利便・サービスの向上等を図るため、下記のとおり実施する。なお、各講習等は新型コロナウイルスへの感染予防対策を講じた上で開催する。

①交通バリアフリー講習会の開催

身体の不自由なバス利用者や通行者の安全確保と利便の向上を図るため、バス乗務員等が適切な対応が執れるようにすることを目的に、関係機関と共同で交通バリアフリー講習会を開催する。

②接遇講習会の開催

バス利用者の安全確保や利便の向上及びバス利用者に対するサービス向上を図るため、また、来訪観光客等に対する案内対応の向上と地域の振興を図るため、管理者・乗務員・バスガイド等が適切な対応が執れるよう接遇講習会を実施する。なお、ウィズコロ

ナ・アフターコロナを考慮した内容とする。

③安全輸送に係る講習会（説明会）の開催

交通事故の防止とバス利用者の安全確保、利便及びサービスの向上を図るため、バス事業者の役員・管理者等を対象として、各種改正や安全運転・安全運行に関する関係諸法令等の理解を深めるための講習会（説明会）を開催する。

④運行管理者試験事前講習会の開催

交通事故の防止とバス利用者の安全を確保するため、また、バスの安全運行確保のための業務に携わる運行管理者を育成するため、管理者として必要な関係諸法令等の理解や知識習得のための講習会を開催する。

⑤応急救護処置講習の開催

県民・バス利用者の安全を確保するため、交通事故の際やバス利用者等の生命に危険が生じた際に、バス乗務員等が適切な応急救護処置が執れるようにするため、救命救急法の講習会を開催する。

⑥他機関の主催する講習・診断等の受講・受診の促進（詳細は5.（3）に記載）

他機関が主催し、当協会が関わる下記の講習、診断等の受講、受診の促進を図る。

- ・運行管理者等一般講習
- ・運転適性診断（一般診断・適齢診断・初任診断）
- ・運転適性診断活用講座
- ・各種事故防止に関する講習会（運輸安全マネジメントセミナー等）

2. キャンペーン、普及啓発、広報等に係る事業

（1）各種キャンペーン、運動等との連携による普及啓発の実施

利用者や県民の交通事故防止・安全確保等を図るため、行政機関や関係団体等が実施するキャンペーン・運動等と併せて、ポスター・ステッカーの作成・配布やテレビ・ラジオ広報等による普及啓発活動を行う。

①バス車内事故防止キャンペーンの実施（7月）

バス車内における利用者の事故を防止するため、日本バス協会並びにバス事業者等と連携協力し、ポスターを作成するとともに、以前よりバス車両へ掲出しているステッカーを引き続き貼付するなど広く県民及びバス乗務員に対しての啓蒙活動等に取り組む。

②春・秋全国交通安全運動及び交通事故防止県民運動の取組み（5・9月ほか）

県民の交通事故防止を図るため、関係行政機関・団体・バス事業者等と連携協力し、ポスター・ステッカー等を作成し、バス車両へ貼付するなど広く県民及びバス乗務員等に対する啓蒙活動に取り組み、また、バス事業者に対する事故防止の徹底を図る。

③飲酒運転防止週間の取組み（9月）

飲酒運転による交通事故を防止し、利用者・県民の安全を確保するため、関係行政機関・団体・バス事業者等と連携協力し、秋の全国交通安全運動と併せ、広く県民及びバス乗務員に対する啓蒙活動に取り組むとともに、マニュアル等によりバス事業者

に対して周知徹底を図る。

④年末年始安全輸送総点検（12月10日～1月10日）

年末年始の繁忙期における交通事故、車内事故をはじめあらゆる事故等を防止し、利用者・県民の安全を確保するため、関係行政機関・団体・バス事業者等と連携協力し、ステッカーを作成し、バス車両へ貼付するなど広く県民に対する啓蒙活動に取り組むとともに、会員バス事業者に対する事故防止の周知徹底を図る。（国土交通省による取組みと連動して実施）

⑤運輸安全マネジメント及び事故削減施策の推進

交通事故や車内事故を撲滅し、利用者・県民の安全を確保するため、関係行政機関等と連携協力し、令和3年に策定された「事業用自動車総合安全プラン2025」について、バス事業者に対する周知及び指導啓蒙を図るとともに、運輸安全マネジメント制度認定セミナーの受講費用助成等の取組みを推進する。また、日本バス協会作成のポスター・チラシ、ステッカー等を活用し、乗合バス発進時優先ルールのPRを行う。

⑥バス利用促進推進キャンペーン（広報事業）の実施

県民、旅行者などに対し、交通環境・地球環境を守り改善するため、また、事故の削減や生活交通の維持・確保を図るため、公益社団法人日本バス協会等とも連携して、バスの利用・活用を働きかける広報活動を実施する。

⑦環境対策を強化する月間の実施（10～11月）

黒煙低減対策を考慮した点検・整備の実施や、地球環境に配慮した運転方法の指導を図るようバス事業者に対して周知する。

⑧バス運転士不足に係る取組み

利用者・県民の生活を支える交通機関として維持していくため、令和元年度に作成したパンフレットの改訂版を作成し、関係機関等を通じて配付を行い、バス運転士確保の働きかけを行う。

（2）バス路線マップの作成・配布

バス利用促進や利便性・サービスの向上を図るため、令和3年3月に作成した岩手県版バス路線図を配布するとともに、盛岡周辺地域のバス路線を対象とした案内マップを作成・配布する。

（3）貸切バスの運賃料金制度等の周知及び利用促進の推進

平成26年4月1日から実施された安全コストを反映した貸切バスの運賃・料金制度等について、パンフレット等を活用し、県民及び関係機関等に対し広く周知を図るとともに、ホームページ等を活用して利用促進を図る。

（4）インターネット等による広報活動

バス車内事故防止キャンペーンやバスの日のイベント案内、会員事業者の紹介など、各種情報を当協会ホームページにより発信する。

3. イベント等に係る事業

新型コロナウイルス感染拡大状況も踏まえながら、各種イベント等の実施を検討する。

(1) バスの日まつりの開催

県民を対象として、バスの社会的意義に関する意識啓発やバスの利用促進等を図るために、関係者と連携して「バスの日まつり」を開催する。

(2) バス等利用促進シンポジウム・イベントの開催

バスの社会的意義に関する意識啓発や、バスはもとより公共交通全般の利用促進等を図るためにのシンポジウム等について、バスの日や他のイベント・事業と一体での開催を検討する。

(3) 各種イベント参加者等のバス輸送

岩手県高校総合体育大会開会式ほか各種イベントの参加者を安全・円滑に輸送するため、イベント関係者やバス事業者との連絡調整やイベント当日の誘導案内等を実施する。

4. 助成等に係る事業

(1) 岩手県運輸事業振興費補助金

バス利用者の利便性・サービスの向上や安全確保を図るため、岩手県運輸事業振興費補助金を活用して、乗合バス利用に係る施設の整備やバス車両等に設置する環境・安全対策装置の整備を行う際の経費の一部、睡眠時無呼吸症候群（S A S）簡易検査・脳ドック検査費用その他について助成を行う。

(2) バス輸送改善推進事業助成金（日本バス協会事業を含む）

環境対策の推進とともに、高齢者等を含めた利用者の利便及び安全性の向上を促進するため、また、厳しい経営状況下にある地方路線バス及び貸切バス事業のため、新車及び中古車両の導入経費の一部について助成を行う。

5. 利用者の利便性の向上に係る事業

(1) 共同施設の整備

バス利用者の利便性・サービスの向上や安全確保を図るため、岩手県運輸事業振興費補助金を活用して共同で利用する施設の整備・修繕等の検討を行う。

(2) インターネット等による情報提供

バスの利便性やサービスの向上を図るとともに、更なるバス利用を促進するため、スマートフォンに対応した当協会ホームページにてバスに関するお知らせを発信するとともに、各種情報提供を行う。

なお、令和4年3月31日で盛岡市バスロケーションシステムの運用終了とともに、インターネットでの運行情報の提供も終了したことから、バナー掲載等により引き続き各バス事業者が提供するサービスの案内を行う。

(3) 講習・診断等の受講・受診の促進

交通事故防止やバス利用者等の安全確保、利便・サービスの向上等を図るため、講習

や診断等の費用の助成を行い、受講・受診を促進する。

①運行管理者等一般講習の受講促進

交通事故の防止とバス利用者の安全確保・利便の向上を図るため、バスの運行管理業務に携わる者に対して運行管理の実務や関係法令、安全の確保に必要な管理手法などを学ぶ講習の受講を促進するため、受講費用を助成する。

②運転適性診断の受診促進

交通事故の防止とバス利用者の安全確保・利便の向上を図るため、バス乗務員の運転適性を把握し、安全運行のための適切措置が執れるようにするための運転適性診断の受診を促進するため、受診者の受診費用を助成する。

③運転適性診断活用講座の受講促進

交通事故の防止とバス利用者の安全確保・利便の向上を図るため、運行管理者や運行管理補助者等がバス乗務員への適性診断結果の正しい伝え方や安全運転意識を向上させる効果的な助言・指導方法等を身につけ、安全運行に係る指導に効果的に活用ができるようにするための講座の受講を促進するため、受講費用を助成する。

④各種事故防止に関する講習会の受講促進

バス利用者の安全を確保するため、経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築・改善することにより輸送の安全性を向上させることを目的とした「運輸安全マネジメント制度」の基本的な内容や、事故防止の具体的な手法を解説する「運輸安全マネジメントセミナー」等の各種講習会の受講を促進するため、受講費用を助成する。

6. 施設の管理、誘導案内等に係る事業

(1) 盛岡駅西口バスターミナル管理運営事業

バスターミナルにおけるバス利用者等の安全確保や来訪観光客等に対する案内サービスの向上等を図るため、岩手県バス事業協同組合へ管理を委託して利用者等の誘導案内を行う。また、人と環境にやさしい環境整備の取組みとして、フラワーバスケット設置及び管理を行う。

(2) オムニバスタウン事業

交通環境の改善、交通事故の防止等を図るため、また、マイカーからバスへの利用転換を推進するとともに、利用者利便を図るため、関係バス事業者と引き続きバス停留所上屋の管理等を行うとともに、都南バスターミナル駐車場の運営を岩手県バス事業協同組合に委託し、維持・管理を行う。

令和3年度から更新整備を開始したバス情報共通案内システム及び令和4年度に盛岡バスセンターをはじめ盛岡駅東口や盛岡市内一部バス停で整備した表示装置等により、バス事業者とともに利用者への情報提供を行う。

7. 表彰に係る事業

(1) バス事業者の無事故表彰

交通事故防止を推進するため、事故防止に関する取組みの功績が顕著なバス事業者に対する表彰を実施する。

8. その他

(1) 「新型コロナウイルス」等による経営への影響に係る対策

「新型コロナウイルス」の蔓延により、バス利用者が減少し、また、燃料価格の高騰が継続し、バス事業者の経営環境が非常に厳しい状況となっていることから、実態把握のための調査検討や情報収集を進めるとともに、必要に応じ、国や地方公共団体との交渉、要望・要請活動、情報提供等を行うほか、バス利用者に向け、引き続き利用促進増や安心利用のための各種周知・啓発活動を展開する。